

# 一般社団法人日本障害者カヌー協会

## 強化スタッフ規程

### 第一章 スタッフの登録及び義務

#### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)が国際的レベルの選手を体力・気力・技術面で育成、強化するための選手強化事業、強化指定選手の認定基準、強化スタッフの受益並びにその指導者及びスタッフの義務を定めることを目的とする。

#### (選手強化事業)

第2条 前条の選手強化事業として、本会は次の事業を企画実行する。

- ① 講習会（個人レッスン、グループレッスン）
- ② 強化合宿、強化練習、海外研修、海外遠征
- ③ 科学的トレーニングの実施及び応用
- ④ その他本会が必要と認める事業

#### (礼節)

第3条 強化スタッフは礼節を尊重し、社会的規範を守り、全選手及びスタッフの模範にならなければならない。

#### (強化スタッフの受益)

第4条 強化スタッフは、第2条に定める本会が行う選手強化事業への参加人件費、指導の際の講師料及び謝金などの対価を受けることができる。

#### (強化スタッフの認定基準)

##### 第5条

- 1 強化スタッフの登録をするためには、本協会の認定を受けなければならない。
- 2 強化スタッフは、強化スタッフとしての義務に当たる各種強化活動の報告書及び提出物などを期限内に提出している者の中から毎年選考する。原則として国際的なレベルに達する指導が可能となるよう将来性のあるスタッフを選考することとし、下記の基準を目安として決定する。但し、資格に関しては相当の知識や能力を有すると判断したものも考慮する。登録は個人登録とする。

- ① 各種専門分野の資格があり、年間通して協会が定める選手の強化活動に携わること

ができる者。

- ② 過去1年以内の活動にアスリート及びスタッフの評価を得られる活動を行った者。

(認定取消し)

#### 第6条

- 1 本協会の競技部は、第3条、第8条に反する場合は、強化スタッフの認定を取り消すよう理事会に求めることができる。
- 2 理事会はその決議により強化スタッフの認定を取り消すことができる。

(強化スタッフ登録)

第7条 強化スタッフとして登録されるためには、本会に会員登録及び本会指定の強化スタッフ誓約書を提出しなければならない。本会を退会した時点で、強化スタッフから除外する。

(他団体登録)

第8条 強化スタッフとして認定された者は、他団体に登録してもその地位を妨げられず、本協会に強化スタッフとして登録を継続したうえで国際派遣帯同スタッフとして活動することができ、当協会事業にも参加することができる。

(強化スタッフ等の義務)

第9条 強化スタッフとして認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならない。

- 1 当協会所属の選手全体のための支援活動に尽力すること。
- 2 本規程第2条の選手強化事業に指定された回数参加し、各専門分野の能力を寄与すること。
- 3 指定期間内にメディカルチェックを提出すること。
- 4 日本ドーピング防止規定を遵守すること。
- 5 本会の定める諸規定、誓約事項を遵守すること。
- 6 本会の目的であるスポーツとしてのカヌーを普及し、これをとおして障害者の生活圏、行動圏を拡大していくことに寄与すること。
- 7 自らの社会的立場を認識し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとること。

## 第二章 強化スタッフの肖像権について

(強化スタッフの広告宣伝活動)

#### 第10条

1 強化スタッフは、障害者カヌー競技強化スタッフとして、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進

活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する場合、本会に予め届け出て、その承認を得なければならない。

2 前項の場合、本会は、所定の承認料を強化スタッフから徴収することができる。

### 第三章 罰則について

（目的）

#### 第11条

1 障害者カヌーの正しい発展のために各種の罰則を定める。各委員会及び強化スタッフは本会関係者の違反行為並びに提訴された諸問題に対して、調査、検討し、理事会提出の原案を作成する。

2 罰則に関する決定は理事会が行う。

3 罰則の適用については、本規程に定めるほか、本協会の紀律規程に準拠する。

（登録に関する違反）

第12条 本会の定める諸規定に関する違反があった場合には、罰則を科する。

（審判員に対する違反）

第13条 審判員に対して、個人または団体がスポーツマンシップに反する行為をしたときは罰則を科する。

（罰則の内容、期間）

第14条 違反行為者又は団体に対する罰則の内容、期間は、違反行為の内容により訓告、戒告、解職、特定の試合数の出場停止、特定の期間の試合の出場停止、試合の永久出場停止、公的職務の就業禁止、罰金の付加等の罰則を適用する。なお、これらの罰則は組み合わせることもできる。但し、行為後の状況に応じて罰則の軽減をすることができる。

（補足）

第15条 当協会の決定に対する不服申し立ては、JSAAの仲裁手続きにより解決されるものとする。また、スポーツに関する争いが生じた場合もJSAAの仲裁手続きにより解決されるものとする。

（施行）

この規程は、令和2年3月3日決定、4月1日より施行する